

保健室からのお知らせ

1. 学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第18・19条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他の生徒への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の処置をとることになっています。

つきましては、ご子息が医師より感染症と診断された場合には、速やかに担任（担任不在の時は保健室）まで、ご連絡下さい。また、医師より登校の許可ができましたら、治癒証明書（この冊子の最後にあります）に医師の証明を受け、登校時に担任へ提出して下さい。~~「インフルエンザについては、当面の間、治癒証明を取得しなくても、生徒手帳の提出をもって、出席停止の解除とします」~~

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。)	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「 新型インフルエンザ等感染症 」、「 指定感染症 」及び「 新感染症 」は第一種の伝染病とみなす。
第2種	インフルエンザ（ 鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。 ）	解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の膨張が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師においての恐れがないと認めるまで

(注) ただし、症状により、医師が他への感染の恐れがないと認めたときは、このとおりでなくても結構です。

治癒証明書

桐朋中・高等学校

____年 ____組 ____番

氏名 _____

病名：

上記疾病の為、下記の期間の自宅安静を指示しましたが、本疾病が回復し、登校は差し支えないものと認めます。

出席停止期間： ____月 ____日～ ____月 ____日

平成 ____年 ____月 ____日

病院名

医師名



キ
リ
ト
リ
セ
ン